

木林総務課長 様

早来地区住民 吉岡 政昭

昨年12月28日は、年末の多忙な折にも拘わらず、時間をとって説明をいただき有り難うございました。おかげさまで、「**基金の繰替運用**」の件など、新たに勉強させていただきました。さて、今回、改めて教えて頂きたいのは、以下の3点です。

- 1点目。財政調整基金の「繰入予算全額マイナス補正（ゼロ）」問題
- 2点目。財源確保のための「一時借入金」の事業目的と財源（金額）について
- 3点目。「繰り替え運用」と「繰り戻し」の実施具体例と町の条例との関係

1点目：**財政調整基金の「繰入予算全額マイナス補正」問題**

（前段1） この問題は、令和3年度の「財政調整基金繰入金**387,919,000円**」が、当初予算額と同額のマイナス補正によって「繰入金ゼロ」にされた問題です。総務課長の説明によれば、「**必要がなくなったから**」ということでした。

質問1、「財政調整基金繰入金**387,919,000円**」という金額に、強い違和感を覚えます。あまりにも、**リアリティ過ぎる数字だから**です。

「**財政調整基金**」と言うのは、「**予定外の緊急事態・支出に対応するための貯金**」と言われています。「予定外」とか、「緊急事態」の為にあらかじめ用意する金額というのは、一般的に言って、大雑把にしか、計算できない金額ではありませんか？

しかし、財政調整基金の繰入金**387,919,000円**とは、千円単位まで示された金額です。これは「予定外」ではなく実は**あらかじめ予定されていた工事**なのではありませんか？ それを「**財政調整基金繰入金**」として**予算化**されたのではと強い疑念を持ちます。また、「必要がなくなったから」として、**財政調整基金繰入金**が、0円にされたのは、「工事が、町民の知らないところで中止になった為に、同額のマイナス補正にされた」のではと、思うのですが、事実はどうなのでしょう？ お答え下さい。

質問2、「**財政調整基金繰入金**」**387,919,000円**の「**予定外の緊急事態、工事等**」の支出とは、何であったのですか？ 教えて下さい。

質問3、なぜ、それが、「**必要なくなった**」のですか？

どんな調定をして同額のマイナス補正にされたのですか？

(前段2) 今度は、去年の令和2年度の「財政調整基金繰入金」についてお聞きします。
当初160,993,000円だったのが、4,015,000円の減額になっています。
つまり、約1億6千万円の繰り入れ予定が、約400万円に減額されたのです。
4,015,000円は、財政調整基金から「取り崩し」(繰り入れ) されました。

質問1、当初、どんな緊急事態を想定して、160,993,000円の繰入金額を想定したのですか？ しかも、千円単位まで。
質問2、繰り入れた4,015,000円は、実際、何に使ったのですか？
(どんな緊急性があったのですか？)
質問3、4,015,000円は、決算書の事項別明細書のどの款項目節で確認できるのか、教えて下さい？

2点目：財源確保のための「一時借入金」の事業目的と財源(金額)

(前段1)、令和3年度予算で、「一時借入金」の最高額を20億円と議決していたが、実際は18億円を借入しました。

質問1、
①「一時借入金」の額を、18億円に限定した「借入の目的」(予定した事業の内容?)は何か？ 各事業の予定費用額はいくらか？
②3/31と4/1の2日間しか借用しない目的は、負債支払の為か？

(前段2)「一時借入金」について

(三浦議員の質問①)

「今後、大きな事業、学校建設などでも出てくると思うが、この部分でも(基金から繰り替えている財源が)増えていくのかどうか、見通しを伺いたい。」

(会計課長答弁①)

「令和4年度に学校建設に係る部分で大きな支出が出る。当然財源不足が考えられる。その為、基金からの「繰り替え運用」の額が増える。」

質問1、
①この場合の基金名と基金の「繰り替え運用による建設費」はいくらか。
②「一時借入金」18億円の金額は、大きな事業(学校建設等)の利息を含む支払に一括納入するという考えだったのか？

3点目。「繰り替え運用」と「繰り戻し」の実施具体例と町の条例との関係

(前段1)「繰り替え運用」について

(三浦議員の質問①)

「何の基金から振り替えている財源なのか」

(会計課長答弁①)

「繰り替え運用している基金ですが、財政調整基金から7億、減債基金から3億、ふれあい基金から6億、まちづくり基金から2億、まちづくりファンドから2億です。」

合計すると18億でなく20億になる。実は、2億円は下水道会計からで、一般会計から18億円とのこと。

質問1,

答弁で示した建設費の財源となる繰り替え運用した「基金」とは、何の基金か、また、その「金額」が、それぞれ如何ほど回されたのですか？

質問2,

建設費に「繰り替え運用」出来る基金は、財政調整基金だけではないか。それ以外の基金の運用には、「条例」「規則」が必要となるのではないのでしょうか。

安平町の条例、規則に、建設費等を財政調整基金以外の基金にも「繰り替え運用」出来るとする条例、規則はあるか？

(前段2)「繰り替え運用」と「繰り戻し」

(三浦議員の質問②)

「(一般会計予算の) 4条の規定からいえば、20億円が限度だ」

(会計課長答弁②)

「一時的に資金が不足するときは、繰り替え運用することは可能。3月末になる前に、他の収入をもって基金に繰り戻しをして、年度末までに20億円以内に抑える。」

質問1, 「一時的に資金が不足したため、基金の繰り替え運用するときの手続き手順を示して欲しい。

質問 2 , 「他の収入をもって基金に繰り戻す」時の手続き、手順を示して欲しい。

質問 3 , 「大きな事業が重なり財源不足になったとき、「繰り戻し」などの操作をしても、トータルとして、一時借入金限度額 20 億円を超えた場合は、流用、予備費充用等、財源の出所は別としても、多額の「予算化」をもたらすことにならないか？